新潟都心地域 都市再生緊急整備地域に係る懇談会 開催要綱

(目的)

- 第1条 都市再生緊急整備地域(都市再生特別措置法第2条第3項)に関する次に 掲げる事項について、有識者等の意見を反映させることを目的として、新潟都心地 域都市再生緊急整備地域に係る懇談会(以下「懇談会」という。)を開催する。
 - (1) 都市再生緊急整備地域の指定により定めることができる「都市再生特別地区」(都市計画法第8条第1項第4号の2、都市再生特別措置法第36条)の運用指針に関すること
 - (2) 都市再生緊急整備地域内で活用できる開発の特例制度やその他支援制度 の広報媒体に関すること
 - (3) 上記制度の活用等により更新される、新潟都心地域の将来像、イメージに関すること
 - (4) その他必要な事項に関すること

(委員構成)

第2条 懇談会は、別表に掲げる委員をもって構成する。

(委員任期)

第3条 委員の任期は、懇談会設置の日から令和4年3月31日までとする。

(守秘義務)

第4条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、 同様とする。

(会議)

- 第5条 懇談会の会議は、必要の都度市長が招集する。
- 2 懇談会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 市長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。
- 4 会議は、書面開催によることができる。

(委員の代理)

- 第6条 市長は、委員がやむを得ない事情により会議に出席することができないと きは、その代理の者(以下「代理者」という。)を出席させることができる。
- 2 代理者は、委員と同一の機関・団体に属する者で、当該委員が指名するものとする。

3 代理者が会議に出席した場合は、当該代理者を委員とみなす。

(庶務)

第7条 会議の事務局は、都市政策部まちづくり推進課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年7月19日から施行する。

別表

新潟都心地域 都市再生緊急整備地域に係る懇談会 委員名簿

(順不同、敬称略)

所属	役職	氏名
新潟工科大学 工学部工学科 建築・都市環境学系	教授	樋口 秀
新潟ビルヂング協会	会長	木山 光
株式会社 第四北越銀行 コンサルティング事業部	部長	高橋 伸彰
国土交通省 北陸地方整備局 建政部	部長	芭蕉宮 総一郎
国土交通省 北陸地方整備局 新潟国道事務所	所長	袮津 知広
新潟県 土木部	部長	金子 法泰